

2017 年（平成 29 年）11 月 9 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市個人情報
の保護に関する条例の一部改正について（答申）

2017 年（平成 29 年）8 月 29 日付けで諮問（第 879 号）された情報公開
制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市個人情報の保護に関する
条例の一部改正について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 15 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 54 条第 2 項第 2 号に規定する重要事項である条例の一部改正については、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

条例の一部改正に係る実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）及び「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 51 号）が、2017 年（平成 29 年）5 月 30 日から施行されるに当たり、同月 19 日付けで総務省から地方自治法に基づく技術的助言「個人情報保護条例の見直し等について」が示された。

この総務省通知には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 5 条及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、法改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、条例に係る次の項目について見直しを検討することが適当である旨記載がある。

- ア 個人情報の定義の明確化等
- イ 要配慮個人情報の取扱い
- ウ 非識別加工情報の仕組みの導入
- エ 罰則

オ オンライン結合制限

カ 地方独立行政法人に係る取扱い

このうち、ア及びイに係る見直しについて、条例第54条第2項第2号に規定する諮問を藤沢市個人情報保護制度運営審議会に行うものである。なお、ウについては神奈川県、政令市等の状況を踏まえつつ時間をかけて検討すべき内容であること、エについてはすでに規定を設けていること、オについては見直しの必要性が低いこと、カについては実施機関が対応すべきことととらえている。

(2) 改正検討事項

ア 個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）では、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確化し、また、個人識別符号そのものの定義規定も設けている。

このことから、条例第4条第1項についても、法律と同様に定義を明確にする。

イ 要配慮個人情報の取扱い

条例第8条では、個人の権利利益を侵害する危険性が高い個人情報の取扱いについて規定しており、第1項で当該個人情報の範囲について4つの号を規定している。

一方、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、その範囲を「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」としている。

このことから、法律の規定する範囲と一致させる改正を行う。

(3) 施行予定年月日

2018年（平成30年）4月1日

(4) 添付資料

ア 総務省通知、法律及び本市条例対照表（資料1）

イ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律新旧対照表（資料2）

ウ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（資料3）

エ 総行情第33号「個人情報保護条例の見直し等について」（資料4）

3 審議会の判断理由

当審議会は、条例第54条第2項第2号規定する重要事項である条例の一部改正について、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報の定義の明確化について

実施機関の説明によれば、法律において個人識別符号として定められた符号はそれ自体が特定の個人を識別することができるものであるとされたことから、条例においても個人情報の定義規定について符号を含むものとし、定義の明確

化を図る必要があるとのことである。

以上のことから判断すると、条例第4条第1号の規定を個人識別符号を含む内容とすることは妥当であると認められる。

(2) 要配慮個人情報の取扱いについて

実施機関の説明によれば、個人情報の中でも個人の権利利益を侵害する危険性が高い個人情報を法律において要配慮個人情報として定義を置き、その範囲を明確にしたことから、条例第8条第1項各号においてすでに規定している範囲を整理する必要があるとのことである。

以上のことから判断すると、条例第8条第1項各号を見直すことは妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、上記の趣旨を踏まえ、条例の一部を改正することは、妥当であると認められる。

以 上